

投資口の併合に係る事前開示書面（追加）

（投資信託及び投資法人に関する法律第 81 条の 2 第 2 項において準用する会社法第 182 条の 2 第 1 項並びに投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第 131 条の 2 に定める事前開示書類）

2023 年 1 月 23 日

タカラレーベン・インフラ投資法人

2023年1月23日

東京都千代田区大手町二丁目1番1号
タカラレーベン・インフラ投資法人
執行役員 菊池 正英

投資口の併合に関する事前開示事項（追加）

（投資信託及び投資法人に関する法律第81条の2第2項において準用する会社法第182条の2第1項並びに投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第131条の2に定める事前開示書類）

タカラレーベン・インフラ投資法人（以下「本投資法人」といいます。）は、本投資法人の投資口併合（以下「本投資口併合」といいます。）に関して、2022年12月28日付で「投資口の併合に係る事前開示書面」（以下「本事前開示書面」といいます。）を備え置いておりますが、今般、本事前開示書面の記載事項の一部に変更が生じたので、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）第81条の2第2項において準用する会社法第182条の2第1項並びに投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第131条の2第3号に基づき、下記のとおり、変更後の事項を開示いたします。なお、項目番号は、本事前開示書面の項目番号と対応しており、変更箇所は下線で示しております。

記

3. 本投資法人において、最終営業期間の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の投資法人の財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

<変更前>

(2) 資金の借換え

本投資法人が有する既存借入金（本日現在で総額約358億円）は、本公開買付けの成立又は本投資法人の非公開化を理由として貸付人の請求により期限の利益を喪失する可能性があります。

本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「② 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「(ii) 本公開買付け後の本投資法人の経営方針及び本投資法人の保有資産の運用方針」に記載のとおり、公開買付者は、本投資法人から要請がある場合には、本投資法人に対して既存借入金の返済のために必要となる資金の貸付けを行うことを予定しているとのことです。公開買付者は、本公開買付けに要する資金の貸付人である三井住友銀行から、公開買付者が本投資法人に対して行う貸付けのために一定の条件の下で、公開買付者に対して貸付けを行うことについて、2022年9月28日付でコミットメント・レターを取得しているとのことであり、本投資法人は、当該コミットメント・レターのドラフトの提出を受けて確認するとともに、公開買付者から、本公開買付けが成立していること、公開買付者が三井住友銀行から上記貸付けを受けていること等の一定の条件の下で、本公開買付けの成立後の時点（2022年11月末時点）で残存すると見込まれる既存借入金の返済資金及びその付帯費用（総額約358億円）を本投資法人に対して貸付けを行うことについて、公開買付者から2022年9月28日付でコミットメント・レターを取得しています。

<変更後>

(2) 資金の借換え

本投資法人が有する既存借入金（本日（2022年12月28日）現在で総額約358億円）は、本公開買付けの成立又は本投資法人の非公開化を理由として貸付人の請求により期限の利益を喪失する可能性があります。

本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「② 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「(ii) 本公開買付け後の本投資法人の経営方針及び本投資法人の保有資産の運用方針」に記載のとおり、公開買付者は、本投資法人から要請がある場合には、本投資法人に対して既存借入金の返済のために必要となる資金の貸付けを行うことを予定しているとのことです。公開買付者は、本公

開買付けに要する資金の貸付人である三井住友銀行から、公開買付者が本投資法人に対して行う貸付けのために一定の条件の下で、公開買付者に対して貸付けを行うことについて、2022年9月28日付でコミットメント・レターを取得しているとのことであり、本投資法人は、当該コミットメント・レターのドラフトの提出を受けて確認するとともに、公開買付者から、本公開買付けが成立していること、公開買付者が三井住友銀行から上記貸付けを受けていること等の一定の条件の下で、本公開買付けの成立後の時点（2022年11月末時点）で残存すると見込まれる既存借入金の返済資金及びその付帯費用（総額約358億円）を本投資法人に対して貸付けを行うことについて、公開買付者から2022年9月28日付でコミットメント・レターを取得しています。

その後、2023年1月17日開催の本投資法人の第7回投資主総会において、本投資口併合に関する議案及び規約一部変更（本投資法人の既存借入金の返済資金及びその付帯費用を公開買付者から借り入れることができるようにするための借入先に関する規定の変更を含みます。）に関する議案等が原案のとおり承認可決されましたところ、本投資法人は、公開買付者との間で、2023年1月23日付で、本公開買付けが成立していること、公開買付者が三井住友銀行から上記貸付けを受けていること等の一定の条件の下で、以下の借入れを実行することに関して、金銭消費貸借契約書を締結しており、2023年1月31日付で当該借入れを実行することを予定しております。

① 借入れの内容（注1）

区分 (注2)	借入先	借入予定 金額 (百万円)	利率	借入 実行日	借入 方法	最終返済 期日	返済 方法	担保
短期	公開買 付者	35,783	1.410%	2023年 1月31日	左記借入 先を貸付 人とする 借入れ	2023年 10月4日	元本 一括 返済	無担保 無保証

(注1) 上記借入れは、上記「借入先」欄記載の貸付人との契約に記載される融資実行に係る前提条件がすべて充足されること、並びに当該貸付人において関連する諸契約の条件及び内容について最終的な機関決定が得られること等を条件とします。

(注2) 「短期」とは借入期間が1年以内の借入れをいいます。

② 借入れにより調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(i) 調達する資金の額

合計 35,783 百万円

(ii) 調達する資金の具体的な使途

既存借入金 35,782 百万円を返済するために充当し、残額があれば手元資金とします。

(iii) 支出予定時期

2023年1月31日

以上